

令和2年4月9日

賛助会員大学の学研災・付帯制度ご担当者様  
賛助会員大学に在籍され学研災・付帯学総にご加入の皆様

公益財団法人日本国際教育支援協会  
学生支援部 学生保険課

### 新型コロナウイルス感染症に関する学研災・付帯学総・付帯海学における「入院」の特別取扱いについて

このたびの新型コロナウイルスの影響により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、以下の通り「入院」の特別取扱いを実施いたします。

#### 1. 実施内容

学研災付帯学生生活総合保険（学研災・付帯学総）に付帯される医療費用補償特約および学研災付帯海外留学保険（付帯海学）に付帯される治療・救援費用保険金における「入院」につきまして、約款上は「病院または診療所に入り、医師等の管理下で治療に専念すること」を要件としておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）または自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱い、入院保険金等をお支払いいたします(\*)。

(\*)医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。

#### 2. 対象制度

学研災付帯学生生活総合保険（学研災・付帯学総）に付帯される医療費用補償特約

<お問い合わせ先>

詳細につきましては、パンフレットに記載の取扱代理店・保険会社営業店までお問い合わせください。